

第6章 地域福祉

第1節 児童福祉

1 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準じる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活支援を行う。

平成23年度 母子生活支援施設措置該当なし

2 児童虐待

児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、保健師1名及び児童福祉司(兼務職員)4名、児童心理司(兼務職員)2名、児童福祉サポーター1名を配置し相談援助業務を行う。平成23年度中に寄せられた児童虐待に関する新規相談対応件数は、135件である。

(表1-1～表1-5)

児童虐待に関する相談状況

表1-1 児童の年齢

平成23年度 (単位: 件)

0歳～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生	その他	計
27	39	38	23	7	1	135

表1-2 主な虐待内容

平成23年度 (単位: 件)

身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
62	43	30	0	135

表1-3 主な虐待者

平成23年度 (単位: 件)

実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
56	6	71	1	1	135

表1-4 相談経路

平成23年度 (単位: 件)

家族	親戚	近隣知人	保健所 医療 機関	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	児童 福祉 施設	警察	学校	市町村	その他	計
6	0	3	3	0	40	0	4	26	19	6	28	135

表1-5 対応状況

平成23年度 (単位: 件)

助言指導	継続指導	児童福祉施設入所	里親委託	児童福祉司指導	その他	計
6	109	12	1	1	6	135

助言指導: 1～4回以内の面接・助言にて、要保護児童対策地域協議会に繋いだもの

継続指導: 中央児童相談所において、虐待進行管理台帳に載せて管理しているもの

児童福祉施設入所: 乳児院、児童養護施設等に措置入所としたもの

(児童福祉法第28条における、家庭裁判所の承認を得て行う強制的な措置入所も含む)

里親委託: 里親に委託したもの

児童福祉司指導: 児童福祉法第27条第1項第2号による措置

*平成22年度より、中央児童相談所に報告し対応した件数に準じる。

3 その他児童相談

児童虐待の相談のほか、平成23年度中に対応した相談件数は549件である。

(表2-1)

表2-1 児童虐待以外の主な相談内容と件数

平成23年度(単位:件)

養護 (虐待 以外)	知的 障害	肢体 不自 由	視覚 聴覚 障害	言 語	自閉 症	重度 心身 障害	不 登 校	性格 行 動	ぐ 犯	触 法	保 健	適 性	しつけ 育 児	その他	計
222	145	5	8	5	20	7	25	62	30	17	1	0	0	2	549

*平成22年度事業報告より、虐待以外の相談受付の件数も掲載。
対応件数は、中央児童相談所に報告した件数に準じる。